

令和7年度九州大学社会教育主事講習（資格付与）実施要項

1. 目 的

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となり得る資格を付与することを目的とする。

2. 主 催

文部科学省・国立大学法人九州大学・福岡県教育委員会・佐賀県県民環境部まなび課・
大分県教育委員会・長崎県教育委員会・沖縄県教育委員会・山口県教育委員会

3. 実施機関

国立大学法人九州大学

4. 開催期日及び会場

(1) 期 日：令和7年7月21日（月・祝）～8月12日（火）及び事前オンデマンド講習

◆日曜日は除く。

(2) 会 場：九州大学伊都キャンパス及びグローバルホテル糸島

①九州大学伊都キャンパス（福岡市西区元岡744）

7月21日（月・祝）～22日（火）、7月25日（金）、7月28日（月）～30日（水）、
8月6日（水）～9日（土）、8月11日（月・祝）～12日（火）

◆キャンパス内全面禁煙であることに留意すること。

◆駐車場に限りがあるため、公共交通機関（JR筑肥線「九大学研都市駅」→昭和バス「九大ビッグオレンジ」下車）での来学を推奨する。

②グローバルホテル糸島（福岡県糸島市泊844-1）

7月23日（水）～24日（木）、8月4日（月）～5日（火） 計4日間

◆それぞれ2泊3日(7/23～7/25、8/4～8/6)の集団宿泊研修を実施するが、

最終日(7/25、8/6)は九州大学に移動し講習を行うため、ホテルでの講義等は4日間となる。

◆集団宿泊研修は、本講習のプログラムの一環であるため、近隣在住の受講生も宿泊を伴う2泊3日×2回の集団宿泊研修への参加を必須とする。

◆公共交通機関を利用できる時間帯が限られているため、JR筑肥線「九大学研都市駅」よりホテルの送迎バス（無料）の運行を予定している。

(3) その他会場：

◆社会教育演習の一環として、福岡、佐賀、長崎、大分、山口の各県下で現地研修（7月31日～8月2日の2泊3日）を、福岡県内で社会教育実践演習（7月26日の1日間）を実施する。それぞれの研修先は、開講後決定する。

◆講習期間前（7月上旬頃の予定）に、オンデマンドによる2コマの事前講習を実施予定である。

5. 科目名、単位数、配当時間数及び担当講師

社会教育主事講習等規程第3条による4科目8単位を、別紙のとおり開設する。

- ◆なお、台風や大雨等の気象状況によっては、内容を変更したりオンラインで実施したりする可能性があるため、各自でオンライン（Zoom）によるリアルタイムでの受講ができるよう、講習前に準備をしておくことを推奨する。

6. 日 程

別紙日程表のとおり実施する。

7. 受講資格及び受講定員

社会教育主事講習等規程第2条に該当する者 80名

- ◆ただし、申込み時点における受講者本人の居住地又は勤務地が本講習を主催する以下の6県に該当する者に限る。→福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県、山口県

8. 受講申込みの方法

受講希望者は、次の関係書類を添えて、福岡県を居住地又は勤務地とする者は5月9日（金）までに市町村担当課、福岡県以外の5県を居住地又は勤務地とする者は5月16日（金）までに県教育委員会若しくは県担当課に申し込むこと。

（1） 社会教育主事講習受講申込書（所定様式）：1通

※以下の県を居住地又は勤務地とする者については、本申込書のみ、紙の送付に加え、別途データ送付を行うこと。

・福岡県 市町村担当課へメール送付

（2） 受講資格を証明する関係書類：1通 *受講資格に応じていずれか1通を準備・提出すること。

受講資格 ※【備考】参照	受講資格を証明する関係書類
社会教育主事講習等規程第2条第1号 →大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者など	卒業又は修了証明書（3ヶ月以内に取得した原本）
同省令第2条第2号 →教育職員の普通免許状を有している者	教育職員の普通免許状の写し
同省令第2条第3～5号 →2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等社会教育に関係する業務に従事している者 他	所属長の証明する勤務証明書（3ヶ月以内に取得した原本）

（3） 履歴書（写真貼付・所定様式）：1通

（4） 返信用封筒：1枚（角形2号〔タテ33.2 cm×ヨコ24.0 cm〕封筒に住所・氏名を記入の上、400円切手〔郵便料140円＋速達料260円〕を貼ること。受講決定後、大学より受講許可書等をお送りする際に使用します。）

●問合せ先

【福岡県】（※市町村担当課を通じて申し込むこと。）

〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁教育振興部社会教育課

TEL：092-643-3887 FAX：092-643-3889

【佐賀県】〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁県民環境部まなび課

TEL：0952-25-7313 FAX：0952-25-7406

【長崎県】〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁生涯学習課

TEL：095-894-3363 FAX：095-894-3477

【大分県】〒870-8503 大分県大分市府内町3-10-1 大分県教育庁社会教育課

TEL：097-506-5528 FAX：097-506-1798

【沖縄県】〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37南部合同庁舎4階

沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター

TEL：098-864-0474 FAX：098-864-0476

【山口県】〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県教育庁地域連携教育推進課

TEL：083-933-4650 FAX：083-933-4669

9. 受講者の決定

令和7年6月下旬に郵送により通知する。

10. 受講者の参集日時及び場所

日 時：令和7年7月21日（月・祝）午前9時30分（10時00分～開講式）

場 所：九州大学伊都キャンパス（福岡市西区元岡744番地）

11. 受講に要する経費等

・受講負担金（48,000円）

・現地研修費用（研修先により異なる（20,000～25,000円程度））

・テキスト等の教材（10,000円程度）

◆上記以外に発生する、食費・交通費・宿泊費・オンデマンド講習等の受講に伴い発生する通信費等は各受講者の負担とする。

12. 社会教育士について

令和2年度より社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布により、新カリキュラム運用となっている。令和2年以降の講習修了者は、「社会教育士（講習）」を称することができる。

13. 健康管理について

集団宿泊研修を含む講習のため、受講を申し込む際は社会教育主事講習受講申込書の健康状況欄に留意点の有無及び差し支えない範囲で、具体的な留意点等について記入すること。家族等の緊急連絡先は、全員必ず記載すること。

申し込み後に生じた疾病等についても、差し支えない範囲で、留意点等について事務局に連絡すること。本欄で得られた情報については、講習運営以外の目的で使用しないものとする。また、記載した

ことにより本人に不利益が生じることはない。

講習期間中の事故、病気、怪我などに備え、予め傷害保険に加入するなどして各自の責任で万全を期して参加すること。

14. その他

- (1) 本講習に関する事務連絡、問い合わせ等は、九州大学学務部学務企画課又は関係各県教育庁社会教育主事担当課に、受講希望者自身で行うこと。
- (2) 本講習では、演習等でパソコン（Word、Excel、PowerPoint（もしくはこれらに準ずるもの）が使用可能なもの。）を使用するため、各自でノートパソコンを準備すること。また、ZoomやSlack等のオンラインツールを用いたり、インターネットを用いた調べ学習を行ったりするため、使用するパソコンのWi-Fi設定を自ら実施できるよう、講習開始前に確認しておくこと。なお、パソコンの貸し出しは行わない。
- (3) 講義資料はデータ配布する。各自ダウンロード等をして受講すること。
- (4) 本学講習では、社会教育の担い手として必要となるつながりづくりや交流を重視しており、受講生が主体的に講習に参加できるように、受講生にも講習内での各種役割をお願いしている。
- (5) 集団宿泊研修及び現地研修以外の期間中の宿泊先の斡旋は行わないため、遠方から参加予定で宿泊先の手配が必要な場合は、受講希望者自身で行うこと。

【参考】よくある質問 <https://shakyo.kyushu-u.ac.jp/q-and-a/>



●提出書類における個人情報の保護について

提出書類に記載の個人情報は、講習にかかる業務のほか、講習修了者向けのフォローアップ研修の案内や個人が特定できない形で講習に関する調査研究で利用する。

提出書類に記載の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」第18条に規定されている場合を除き、本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供しない。

【備 考】

○ 社会教育主事講習等規程（昭和26年6月21日文部省令第12号）

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（注）法第9条の4第1号

- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）